

流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）の事業内容と実績

令和 6 年度

機能	事業内容		詳細
1 協議 会 運 営	ネットワーク の構築と運用	(1) 流山市地域連携ネットワーク会議（年 2 回以上）	権利擁護支援の体制整備を目的として、成年後見制度の利用促進、ネットワークの構築、成年後見推進センターの運営に関する事等について、関係機関で協議を行う。
		(2) ながれやま権利サポート会議（年 4 回以上）	権利擁護のニーズを有した支援困難な個別のケースに対して、法律・福祉の専門職を交えて支援方針の検討を行う。 受任調整の役割も想定しており、必要性に応じて検討する。
		(3) 流山市成年後見相談窓口連携会議（年 2 回以上）	一次相談窓口職員相互の情報交換を目的とする他、地域連携ネットワーク会議の事前会議として複数の相談窓口としての課題や意見をまとめる。
			前半に、一次相談窓口職員の資質向上、権利擁護支援のレベルアップを目的とした勉強会を開催する。
		(4) 個別ケース会議	権利擁護のニーズを含むケースに対し、関係する支援者を成年後見推進センターが招集し、当該ケースの適切な支援方針を成年後見制度以外の支援を含め検討する。
2 相 談 支 援	相談窓口	(1) 市民等からの相談対応	市民や介護等の関係職種からの相談に対応する。電話、来所、訪問、その他の方法にて相談支援を行う。
		(2) 一次相談窓口からの相談対応	地域包括支援センター及び障害者相談支援事業委託事業所が一次相談窓口となる。成年後見推進センターは一次相談窓口から困難ケース等の相談を受け、二次相談窓口として協働や助言、地域連携ネットワークを活用した支援を行う。専門的助言を要するケースは、ながれやま権利サポート会議に取り上げる。
		(3) 関係機関が実施するケース会議への出席	一次相談窓口等の関係機関が開催するケース会議に出席し、必要な助言等を行う。
	相談会	(4) 無料個別相談会の開催（年 6 回）	専門職（弁護士・社会福祉士）による、市民や相談窓口を対象とした成年後見・遺言・相続無料個別相談会を開催する。
	調査・集計・分析	(5) 課題や相談傾向、先進市の取り組みの分析	中核機関を設置する近隣市や先進市の取り組みについて調査を行い、効果的な運営につなげる。
			講演会や研修会などのアンケートや、相談会での相談内容などから課題を整理し、必要に応じ運営に反映させる。
			成年後見推進センターの相談件数の集計や相談内容の分析等を行い、関係機関と共有するとともに相談対応等に反映させる。

3 利 用 促 進	申立て支援	(1) 親族申立ての支援	親族申立ての書類作成等の助言や専門職の紹介等を行う。
		(2) 一次相談窓口が行う申立ての支援	申立てを行う際の手順や、申立人及び候補者の判断などに対し、必要な助言等を行う。
			ケース会議等により市長申立てが必要と判断された案件については、市担当課への引継ぎを行う。
4 広 報 啓 発	広報・啓発	(1) 制度や相談窓口の普及啓発	広報媒体（ホームページ、広報誌等）に、市内相談窓口や、成年後見推進センター主催の相談会、講演会、研修会、出前講座等の情報を掲載する。
		(2) パンフレット等の配架	成年後見制度や相談窓口の周知用パンフレット、チラシ等を作成し、市民や専門職等関係機関に対し広報啓発を図る。市内公共施設や関係機関に配架を依頼する。
	講演会	(3) 市民向け講演会の開催（年1回）	市民を対象に、外部講師による成年後見制度の普及啓発を目的とした講演会を開催する。
	研修会	(4) 専門職対象研修会の開催（年1回）	福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー等）を対象に権利擁護に関する制度や実務等の理解を目的とした研修を開催する。
	講座	(5) 出前講座の実施	市民や団体、関係機関（自治会、地区社協、民生委員等）からの制度等の説明依頼に対応する。

事業実績 <令和6年4月から令和6年11月まで>

1. ネットワークの構築と運用

成年後見制度等の既存の仕組みを活用し、関係機関等と連携を図り成年後見制度を連携するネットワークを構築し、中核機関として拠点の役割を担う。

（1）成年後見地域連携ネットワーク会議

令和4年度 定例会を2回 臨時会を1回 計3回開催	令和5年度 定例会を3回 臨時会（書面）を1回 計4回開催	令和6年度（令和6年11月まで） 定例会を1回 臨時会（書面）を1回 計2回開催（本会議で3回）
------------------------------------	--	---

(2) ながれやま権利サポート会議

令和4年度 未実施	令和5年度 定例会を2回開催	令和6年度（令和6年11月まで） 定例会を3回開催 （第4回を1月20日に 第5回を3月14日に予定）
--------------	-------------------	--

○ 第1回ながれやま権利サポート会議 <令和6年6月10日>

1 ケース 40 分間、2 ケースの支援方針検討。

助言者：小川弁護士、小出司法書士、古澤社会福祉士、関谷行政書士

A ケース 相談窓口：南部地域包括支援センター

内 容：「成年後見制度申立て中だが、身元引受人不在により入居サービスが受けられず、在宅生活を関係者が支え続ける社会的な課題について」

B ケース 相談窓口：東部地域包括支援センター

内 容：「親族からの経済的虐待により、自宅のローンが滞納し競売にかけられる状況に陥った。自宅で住み続けられる方法と、成年後見制度導入の支援方針について」

○ 第2回ながれやま権利サポート会議 <令和6年8月21日>

1 ケース 40 分間、2 ケースの支援方針検討。

助言者：神保弁護士、小出司法書士、古澤社会福祉士、関谷行政書士

A ケース 相談窓口：南部地域包括支援センター・相談支援事業所 PHARE

内 容：「父母長男長女の4人暮らしで全員が精神疾患。生活保護世帯。母から電話などで相談を受けるが、介入困難で支援方針が立てられず経過。近い将来家族全員に権利擁護支援が必要。見守りや介入のタイミングについて」

B ケース 相談窓口：北部西地域包括支援センター

内 容：「息子による経済的虐待。やむを得ない措置で分離に至った。未就労の息子が親の年金を使えなくなり、攻撃的になることが予想される。支援者が攻撃を受けた際のケアやフォローアップ。息子への対応や支援について」

○ 第3回ながれやま権利サポート会議 <令和6年10月29日>

1 ケース 40 分間、2 ケースの支援方針検討。

助言者：藤吉弁護士、小出司法書士、四ノ宮社会福祉士、関谷行政書士

A ケース 相談窓口：北部地域包括支援センター

内 容：「生活保護受給、日常生活自立支援事業で金銭管理を支援しているが、長年従事してきた仕事の関係で約170万円の請求を受けており、本人が怯えている。支援方針と成年後見制度の必要性について」

B ケース 相談窓口：中部地域包括支援センター

内 容：「後見人等と本人、関係機関の間でミスマッチが生じている際や、客観的にみて不適切な後見業務を関係者がキャッチした場合、権利擁護の相談窓口として何ができ、どのように支援すべきかについて」

(3) 成年後見相談窓口連携会議

権利擁護支援の一次相談窓口職員を主な参加者とし、成年後見地域連携ネットワーク会議前の概ね1か月以内に開催している。前半を「まどれん勉強会」としている。

<u>令和4年度</u> 未実施	<u>令和5年度</u> 定例会を3回開催	<u>令和6年度（令和6年11月まで）</u> 定例会を1回開催 （第2回を12月11日に開催）
---------------------	--------------------------	--

○ 第1回成年後見相談窓口連携会議 <令和6年7月2日>

前半のまどれん勉強会は、講義という形ではなく、今年度のネットワーク会議の重要な議題である「受任者調整」について必要な情報を共有する時間とした。

後半の会議では、受任者調整に関する一次相談窓口の意見や要望が挙げられた。

参加者は20名。

○ 第2回成年後見相談窓口連携会議 <令和6年12月11日>

前半のまどれん勉強会では、日本司法支援センター千葉地方事務所松戸支部（法テラス松戸）の野山事務局長代行にお越しいただき、法テラスが行う情報提供や民事法律扶助の各サービスについてご説明をいただいた。特定援助対象者法律相談援助（支援者申込型出張相談）は相談窓口の職員が申込み、連携した法律相談等を実施できるという制度であり、専門的助言を受けられる体制づくりや、専門職の事前関与に特に関係する内容であった。

後半の会議では、「受任者調整を含む専門職の事前関与スキーム」についての協議、「市民後見人の養成・育成」に関する意見聴取が行われた。

参加者は25名。

(4) 個別ケース会議

関係者の連携と情報共有が必要な困難ケースに対し、成年後見推進センターの呼びかけにて行われるケース会議。後見人等が選任された際に、それまで支援してきた関係者と新たなチームを構築する（顔合わせを行う）目的でも開催している。無報酬の会議となっている。

<u>令和4年度</u> 2回開催	<u>令和5年度</u> 12回開催	<u>令和6年度（令和6年11月まで）</u> 11回開催（12月に2回開催予定）
----------------------	-----------------------	--

2. 相談支援業務

(1) 市民等からの相談対応

(2) 一次相談窓口からの相談対応

(3) 関係機関等が実施するケース会議への出席

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度（令和 6 年 11 月まで）
年間実件数 120 件 年間延件数 341 件	年間実件数 107 件 年間延件数 581 件	実件数 122 件 延件数 596 件

（４）成年後見・遺言・相続無料個別相談会の開催

流山市社会福祉協議会主催の相談会（奇数月）と合わせて年 12 回で周知活動を行っている。

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度（令和 6 年 11 月まで）
5 回開催(偶数月)	6 回開催(偶数月)	4 回開催(偶数月) (第 5 回を 12 月 16 日 第 6 回を 2 月 14 日に予定)

（５）課題や相談傾向、先進市の取り組みの分析

第 1 回成年後見地域連携ネットワーク会議における議題の「受任者調整」について、近隣の先進市に情報収集（電話による聴取）を行い、これを会議資料とした。

「成年後見制度利用促進地区別意見交換会」（県社協主催）では、他市の関係機関との情報交換を行う機会となっている。「東葛地区成年後見中核機関意見交換会」（柏市社協主催）では、成年後見中核機関を実施している市の担当者が集まり情報交換を行っている。令和 6 年 2 月 2 日に柏市主催で行われた第 1 回に引き続き、令和 7 年 1 月 31 日に浦安市主催で第 2 回の開催が予定されている。

3. 申立て支援

（１）親族申立ての支援

成年後見制度の相談に対し、メリットデメリットを含めた制度説明や、個別の事情に応じた相談内容の交通整理を行う他、申立てに必要な書類の確認や手続きについての案内を行う。手続き代行、家庭裁判所への同行は行っていない。

（２）一次相談窓口が行う申立ての支援

市長申立ての必要書類の作成を、地域包括支援センターや相談支援事業所等と連携して行うケースが少なからずあった。

4. 広報業務

（１）制度や相談窓口の普及啓発

（２）パンフレット等の配架

（３）市民向け講演会

<u>令和 4 年度</u> 令和 4 年 11 月 21 日に開催 「心に寄り添う成年後見制度へ ～市民後見人の立場から～」 講師は認定 NPO 法人東葛市民後見人の会 越智流山支部長と近藤氏 参加者 76 名	<u>令和 5 年度</u> 令和 5 年 7 月 18 日に開催 「あなたの老い支度今のままで大丈夫?? 色々な 備えを事例で学んでみませんか」 講師は関谷行政書士 パネルディスカッションを実施 参加者 110 名
<u>令和 6 年度</u> 令和 6 年 10 月 4 日に開催 「笑って学ぼう! 成年後見制度」講師は漫才協会の青空一風氏 会場は生涯学習センター多目的ホール、参加者 120 名 ※ 講演会後青空一風氏のインタビューを受け、その動画が YouTube にアップされています。「青空一風のいちチャンネル」	



(4) 専門職対象研修会

<u>令和 4 年度</u> 令和 5 年 3 月 22 日オンライン開催 「成年後見制度の活用とチーム支援に よる権利擁護」講師は古澤社会福祉士 高齢者・障害者の計画作成担当者を主な 対象とした 参加者 62 名	<u>令和 5 年度</u> 令和 5 年 10 月 16 日オンライン開催 「こんなケース抱えていませんか? 具体的な制度の活用について」 前年度から講師とテーマ、対象者を同じ とし、応用編として企画 参加者 60 名
<u>令和 6 年度 (令和 6 年 11 月まで)</u> 未開催 (令和 7 年 2 月 14 日オンライン開催予定) 「成年後見制度における医療連携～迅速な権利擁護のために～ (仮)」 講師は小出亮司法書士 医療機関等の専門職、その他権利擁護支援に関わる立場の職員、流山市職員対象 参加者 100 名を予定	

(5) 出前講座

<u>令和 4 年度</u> 11 回実施 参加者合計 301 名	<u>令和 5 年度</u> 6 回実施 参加者合計 94 名	<u>令和 6 年度 (令和 6 年 11 月まで)</u> 7 回実施 参加者合計 113 名 (12 月以降に 4 件予定)
---	---------------------------------------	---